

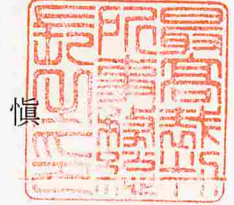
最高裁秘書第5720号

令和元年12月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月1日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生に支給される移転給付金の税務上の取扱いが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第5777号

令和元年12月13日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮問を下記のとおり受けたので、通知します。

記

- 1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等
司法修習生に支給される移転給付金の税務上の取扱いが分かる文書（最新版）
- 2 苦情の申出がされた日
令和元年11月8日
- 3 諮問番号等
 - (1) 諮問番号
令和元年度（最情）諮問第56号
 - (2) 諮問日
令和元年12月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第5778号

令和元年12月13日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

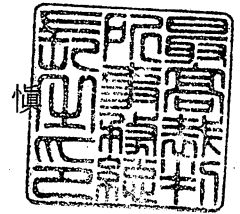
諮問番号 令和元年度（最情）諮問第56号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和元年12月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考え

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生に支給される移転給付金の税務上の取扱いが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月1日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法修習生に対して支給する移転給付金については、実費弁償性があり、雑所得には該当しないため、源泉徴収の対象とならないが、税務上の取扱いについては、最終的には税務当局が判断すべき事項であるため、最高裁判所においてその取扱いについて記載した文書は、作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。